

委員提出資料

目 次

- 王寺直子委員提出資料 . . . P. 1
- 柏女靈峰委員提出資料 . . . P. 3
- 駒崎弘樹委員提出資料 . . . P. 5
- 佐藤秀樹委員提出資料 . . . P. 9
- 大川洋二委員提出資料 . . . P. 11
- 徳倉康之委員提出資料 . . . P. 13

意見書

この子ども・子育て支援制度の根幹はすべての子どもの最善の利益のための「量」の拡充と「質」の向上です。現在行われている5年の経過措置の見直し、幼児教育・保育の無償化の議論についても「すべての子どもの最善の利益のため」に充実した教育・保育及び子育て支援が展開されるための議論となることを願います。また、決して子どもたちとその保護者及びこの職に従事する者たちが置き去りにならない制度の議論となりますようお願いいたします。

1. 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について

①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例について

経過措置期間内にすべての保育教諭を両方の免許資格にするために、多くの認定こども園が努力はしたものの、教員免許状更新講習の実施枠が少ないために受講ができず幼稚園教諭免許状が更新できていないケース、保育教諭の不足のためにやむを得ずいずれかの免許資格を保有する職員を採用せざるを得ないケースも存在する。このような状況の中で法律改正を行わなかった場合、教育及び保育に従事できる保育教諭が減少し、教育及び保育を提供できない恐れがある。以上の点をふまえると保育教諭の資格特例については延長せざるを得ないと考える。

その上で、教員免許更新講習の受講枠の拡大に早急に取り組んでいただくとともに、処遇改善Ⅱに関わるキャリアアップ研修会の一部を教員免許更新講習としても認めるなど、一定の質が担保されるものであれば実施主体を制限せず更新講習の開設を認めるよう検討を行っていただきたい。

②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例について

①と同様に、免許及び資格の保有割合の調査結果でも10%がいずれかの免許・資格のみで教育及び保育に従事していること、現在の保育教諭の不足の中で潜在保育教諭やいずれかの免許・資格を保有する職員を採用せざるを得ない状況があることを鑑みると幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例は延長すべきなのではないかと考える。

なお、次の期間が終了するまでには保育教諭という資格の立場が明確化されるよう議論・検討を行っていただきたい。

⑥みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置

旧幼保連携型認定こども園の場合は認可幼稚園と認可保育所の2つの認可制度による2つの施設が複合的に存在したため、園長（施設長）が2名となり、公定価格上も2名分の人件費相当額が給付されていた。しかし、幼保連携型認定こども園は単一の施設であり、この5年の間で周知されてきたことを鑑みると、この経過措置の廃止はやむを得ないと考える。

なお、これから先、公定価格の議論にも入っていくことと考えられるが、全国で幼保連携型認定こども園が増加・普及してきた実態を受け止め、教育認定と保育認定の違いを乗り越え、単価及び加算の整合性を公定価格に反映させる議論を行っていただきたい。

2. 幼児教育・保育の無償化について

支給認定区分による食材料費の負担方法の違い

無償化の前後において、食材料費を含め、低所得者の負担が増えることのないように対策を講じていただくことが必要であると考え。その点、1号から3号までのいずれの認定区分であっても、減免の仕組みが既に整備されているように資料上は見えるが、段階的無償化が進んだ結果、2号・3号の保育料減免の対象範囲が広がった一方、1号の補足給付事業の対象範囲が2号・3号に追い付いていない課題が生じている。負担方法の整理と合わせて、食材料費の負担軽減の対象範囲の整合性を積極的に検討すべきであると考え。

また、給食費の負担方法については、新制度の創設時は、幼稚園と保育所の経緯を踏まえて現状どおりとされたが、無償化に伴う今回の検討に当たっては、新制度がスタートして認定こども園が全国で増加・普及してきた実態を受け止め、真に制度の違いを乗り越えて保護者の理解を得ることを第一に検討すべきではないか。

3. 各種調査の方法について

現在、各省庁から各施設に対し、調査の依頼やアンケートが行われている。特に今年は、経営実態調査が行われなかったものの、財務省と厚生労働省による運営実態に関する調査や内閣府による経過措置に関する調査が重なることとなった。現場の調査の時期や繁忙期を避けるなど、過剰な事務負担が生じないよう配慮していただきたい。

4. 1号認定のキャリアアップ研修会について

昨年度の子ども・子育て会議から一貫してお願いをし続けているが、処遇改善等加算Ⅱについて、未だに1号認定のキャリアアップ研修会の要件及び認定こども園がどのようにキャリアアップ研修会を受講すべきなのかお示しいただけていない。前回の会議でも要望しているが、2・3号認定キャリアアップ、1号認定キャリアアップ、教員免許更新講習等の各種研修体系の横断的な受講を相互に認めることや、一定の要件の下で行われる園内研修をキャリアアップ研修として認めることなど、効率的な改革を推進していただきたい。その上で、キャリアアップ研修会の実施要綱の正式な通知を早急にお示ししていただきたい。

幼児教育の無償化に伴う食材料費の扱いについて

2018.10.9 柏女 霊峰

この検討事項については、大きく以下の4つの論点がある。そのそれぞれについて、あるいはそれ以外の論点についても、しっかりと議論を重ねるべきではないかと考える。そうしないと、現場の保育者の意欲や保育実践に大きな影響を与えてしまうのではないかということに危惧する。以下、十分に練られた意見ではないがこの論議に資するべく提起したい。

1.他制度(介護保険制度、障害者施設給付制度等)との並びや公平性の観点から、食材料費は無償化の対象から除外すべきではないか。

(考えられる視点)

無償化の対象とするか否かは、「食」という行為の共通性から考えるべきではなく、利用者に対して持つ意味によって考えられるべきではないか。たとえば、同じ「デイ利用」「宿泊利用」という行為であっても、高齢者や障害者のサービス利用は日額単価とされているのに対して、保育や養護の場合は、子どもと支援者との愛着、絆の形成の必要性に配慮して月額単価とされていることもその一例である。

また、高齢者、障害者の施設利用の場合、食材料費は自己負担とされているが、社会的養護の場合は、措置費の中に含まれている。このように、それぞれの利用者の特性によって必要があれば、必ずしも他制度との並びや公平性の観点到縛られる必要はないのではないか。つまり、高齢者や障害者の「食」と、乳幼児の「食」とは位置づけが異なっていると言えなくもない。

2.乳幼児の「食」は「教育」「保育」一環であり、「幼児教育」の無償化であれば、無償化の対象として含まれてもよいのではないか。

(考えられる視点)

「食」は食育と言われ、乳幼児にとっては養護と教育が一体となった「保育」そのものであると考えれば、食材料はいわば「教材」といえる。このようにとらえれば、絵本や積み木等の一般的な教材費(プラスαの特別な教育費用を除く)が公定価格に含まれているのと同様、日々の普通の食材料費も公定価格に含まれると考えてもよいのではないか。保育関係者の「食」を通じた保育に対するミッションにはかなり強いものがあり、そのことにも配慮が必要なのではないか。

3.食材料費を無償化の対象から除外した場合、その副作用として生ずるデメリットが大きすぎるのではないか。

(考えられる視点)

副作用としては、実費徴収そのものに関する事務量の増加のほか、アレルギー食のパター

ンによる実費の増減や欠席日数相当分の食材料費の計算などの事務量の増加、給食費未納者への対応など、実費徴収に直接かかる事務量がかなり多くなり、公定価格に事務職員分を上乗せする議論が出てくるのではないか。

4.2 号認定こどもと1号認定こどもの公平性の論点は、どのように考えるべきか。

(考えられる視点)

論点は「食」を幼児教育の一環と考えるか否かということに帰結でき、その場合、全体的な計画や教育課程に「食」がしっかりと位置付けられているか否かで判断されることが適切と考える。

2018年10月9日
子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財)日本病児保育協会 理事長
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

意見書

◎居宅訪問型保育を要支援家庭にも派遣できるように

- 現在、待機児童対策で居宅訪問型保育を許可している自治体で、居宅訪問型保育を展開しています
- その中に、親に精神疾患や発達障害があり養育困難な家庭。親に病気や障害があったり、母親が夫からのDVやモラルハラスメントを受けている等、「支援が必要だが点数が低くて通常の認可園に入れない」ケースが顕著にありました
- 居宅訪問型保育はその家庭に入ることによって、家庭の情報を多く得られるだけでなく、通常の保育以外の支援（親の相談に乗る・簡単な家事の支援・行政への申請業務のサポート）等も行うことができ、アウトリーチ型のソーシャルワークの一步を担える業務枠組みであることが分かりました
- また、「虐待を受けて一時保護所で預かった後、家庭に戻してからの経過をみる」というようなブラックボックスになりがちなシチュエーションでも、大いに活用できると思います
- 一方で、居宅訪問型の対象要件は以下の通りです

原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児であって、次のいずれかに該当すると市町村長が認めたもの

- ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合
- ②保育所の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった場合
- ③入所勧奨等を行ってもなお保育の利用が困難であり、市町村による入

所措置の対象となる場合

④ひとり親家庭の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し必要な場合

⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難である場合0歳から2歳までの児童

- 「④の保育の必要の程度および家庭等の状況を勘案し必要な場合」でも居宅訪問型保育を利用できる解釈は可能ですが、自治体サイドとしてはそうした認識はまだありません
- 5年後見直しを踏まえ、居宅訪問型保育の対象要件に、

⑥親に疾患や障害等があり、養育困難度が高い家庭。または様々な理由で個別的支援を必要とする家庭

という項目を追加頂きたいです。

◎企業主導型保育の制度改善をすべき

- 待機児童解消の一環として2016年4月に始まった企業主導型保育施設は、17年度末で全国に2597カ所が開設され、5万9703人分の子どもの受け皿ができました。これ自体は待機児童対策としては、有効な打ち手であったと思います

【稼働率は半分を割っている】

- 一方で、定員に占める利用児童数の割合（充足率）は、回答を得た82自治体の平均で49%と半分を割り込んだことが、共同通信の調査で明らかになりました。（<https://mainichi.jp/articles/20180923/k00/00m/040/034000c>）
- 開設初年度については埋まらないことも珍しくはありませんが、2016年度開設施設に限っても67%です。
- 自治体別の平均充足率では、群馬県高崎市、新潟市など4市で20%を下回っています。また、人口約374万人の横浜市よりも、人口約197万人の札幌市のほうが企業主導型は2倍以上もある状況です。

【質もバラツキがある】

- 更に、制度運営の実務を担う児童育成協会が2017年度に800カ所を立ち

入り調査した結果、76%に当たる606カ所で保育計画などに不備があり、指導監査基準を満たしていないとして指導を受けたことが報道されました

- 個人的にも破綻しかけた企業主導型の相談が来ており、現場は目を覆うような状況です
- これでは貴重な財源を、無駄にってしまうばかりか、低劣な施設を増やし子どもの安全を脅かすことになってしまいます

【改善案1 対象エリアを絞り、都市加算をつける】

- 現在、日本全国どこでも応募申請ができますが、待機児童数（や保留児童数等）が一定数以上の自治体に限ることが考えられます
- また、認可並みの補助とはいえ、東京や横浜等の都市は、自治体の単独加算が無いと財務的に成り立たせるのは難しいため、企業主導型保育で認可並みの質を実現するのは難しい状況になっています
- そこで、都市加算を設け、待機児童が多い都市部において企業主導型が増えるように誘導すべきです

【改善案2 児童育成協会の運営スタッフを増強する】

- 制度を取り仕切る児童育成協会の運営が明らかにパンクしていて、事業者の相談に乗れる状況ではありません
- 入金も数ヶ月遅れ、ルールも担当者ごとに言っていることが食い違い、事業者が戸惑うことも日常的に起きています
- こうした状況では、ルールを守り質を上げていく、チェックをしっかり行なって指導していく、ということは非常に難しいです
- 内閣府からの運営委託金を上げて、児童育成協会の運営スタッフを増強させてください

◎処遇改善Ⅱの研修代替要員の補助と研修のEラーニング化

- 小規模保育のような少人数の保育所だと、処遇改善研修に行く際に、代替要員の問題が大きく付きまといま
- しっかりと代替要員を確保できるよう補助制度を作って頂きたいのはも

ちろんのこと、代替要員は施設長人材等でも可能なよう、配慮頂きたい
と思います

◎地域型保育の連携園の経過措置延長について

- 地域型保育は連携園の設置が難しい場合は、施行日から5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないでも良いことになっています
- 一方、現状では46%の園しか連携ができていません。これは、連携園側にメリットがないことで、協力を得づらいこと。自治体も積極的に連携園の設置に動いてくれないこと。自治体としては小規模認可出身者のポイントを上げることで、3歳の壁問題をクリアできること等、複合的な要素が組み合わさっています
- また、当初の趣旨と異なり、待機児童がいるにも関わらず「連携園が設置できないから、小規模認可は作らせない」という自治体が出てきており、制度趣旨と異なる運用実態が問題になっています
- 経過措置の延長はもちろんです、5年経って半分弱しか連携できない、この「連携施設」という制度そのものの廃止を検討して頂きたいです
- 真に連携すべきなのは、卒園後に通うかもしれない単一の園ではなく、地域の保健センター・児童家庭支援センター・発達支援センターなど、「チーム保育園」として子どもを支える施設です
- また、小規模認可保育所の場合、複数園で1人のバッファ保育士を雇用して、欠員や休暇取得の際に融通し合う等の新たな形の連携を必要としているので、そうした議論も進めていきたいと思います

幼児教育の無償化についての意見

平成 30 年 10 月 9 日／全国保育協議会

(1) 「支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」への意見

「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべき」とされています。

保育所等では、3号認定子どもには「主食費・副食費」が保育料に含まれ、2号認定子どもには「副食費」のみが保育料に含まれています。

改正児童福祉法第1条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と定めています。

そして、保育所保育指針第3章の2「食育の推進」において示されているとおり、食育は保育の根幹として、各施設での取り組みがすすめられています。

さらに、子ども一人ひとりの状況に応じて、アレルギー児への対応や、宗教上の理由による食べられない食材への対応、障害のある子どもへの対応など細部にわたる食材の配慮（除去食・代替食等）を行っています。あわせて、家庭での食のあり方が変化し、保育所等での食事が栄養のバランスを考えるうえでも重要な役割を担っています。

また、3号認定子どもについては、一人ひとりの成長に応じた離乳食の調理などに個別に対応できる食材を使っています。

このような食育や食事への対応には、食材料費を実費徴収とすることはなじまないと考えます。

本日示された資料 3-3「検討事項」2. (3) アには、2号認定子どもの「主食費」が「実費徴収」と記載されています。

しかし、全国保育協議会「会員の実態調査 2016」(※1)の調査結果をみると、「給食の対応・3歳以上の主食」の問いへの回答には、「家庭より主食を持参」42.2%、「主食代は自治体が補助し提供」9.3%であり、あわせて50%を超える施設では、主食費の実費徴収はされていません。これは現状において、保護者は「主食代が保育料に入っていない」と認識していると読み取れます（「主食代を保護者から徴収し提供」の回答は40.4%）。

幼児教育の無償化により、保護者の負担が軽減されるにも関わらず、保育の一部として保護者に認識されている食育（食事）について、逆に負担が増えるような実費徴収はすべきではありません。

また、食材料費を納めることのできない（滞納等のある）保護者の子どもは、食事ができなくなってしまうような事態は、格差を生むことにもつながり、食育の観点からも避け

るべきです。

食育は、児童福祉施設としての保育所等の役割として、守られるべき子どもの発達を保障するために必要な取り組みです。食育をこれまで同様に継続するため、子どもたちへの十分な配慮をするためにも、食材料費を実費徴収としないください。

食材料費が実費徴収となり、不安定な財源となることを避け、安定的な財源とするためにも、食材料費について現状を維持すべきです。

(2) 年齢についての考え方への意見

幼児教育の無償化にともない、満3歳児の支給認定について整理すべきです。

子ども・子育て支援法 第19条において「満3歳に達したとき」3号認定から2号認定となるものとされています。2号認定子どもである満3歳児（3号認定子どもであった時から引き続き2歳児クラスである子ども）と、1号認定子どもである満3歳児（3歳児クラスの満3歳児の子ども等）は、同じ満3歳児であるにも関わらず扱いが異なっています。

幼児教育の無償化にともない、3号認定から2号認定か1号認定への変更について、保護者に不公平が生じるような扱いとすべきではありません。考え方を統一することで、保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなると思います。

3号認定子どもが満3歳となった時点で支給の変更を行うのではなく、年度による支給認定とし、支給認定の始期は、学年初日の前日とすべきです。そのことにより、幼児教育の無償化の「満3歳児」の範囲も確定されます。

子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされています。

改正認定こども園法において、「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされています。文言の定義について整合をとるべきです。

(※1) 全国保育協議会 会員の実態調査 2016

- ・調査対象 全国保育協議会 会員施設 21,185 か所
- ・調査時期 平成28年9月～12月 有効回収数 5,873件 有効回答率 27.7%
- ・全国保育協議会ホームページに調査結果報告書を掲載

<http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/cyousa.htm>

- ・「3歳以上児の主食」の回答 (n=5,845)

「家庭より主食を持参」42.2% 「主食代を保護者から徴収し提供」40.4%

「主食代は自治体が補助し提供」9.3% その他 5.3% 無回答 2.7%

(%は、四捨五入により合計が100%とならない)

第 37 回子ども子育て会議提出資料

全国病児保育協議会

会長大川洋二

1. 病児保育のスタッフの現状(平成 28 年度全国病児保育協議会加盟施設実態調査より)
2. 無認可保育所での事故の実態調査(兵庫県小児科医会 梶山瑞隆、藤田位)

1. 病児保育でのスタッフの現状

勤務年数 保育士 平均 5.6 年 (1 年から 16 年)

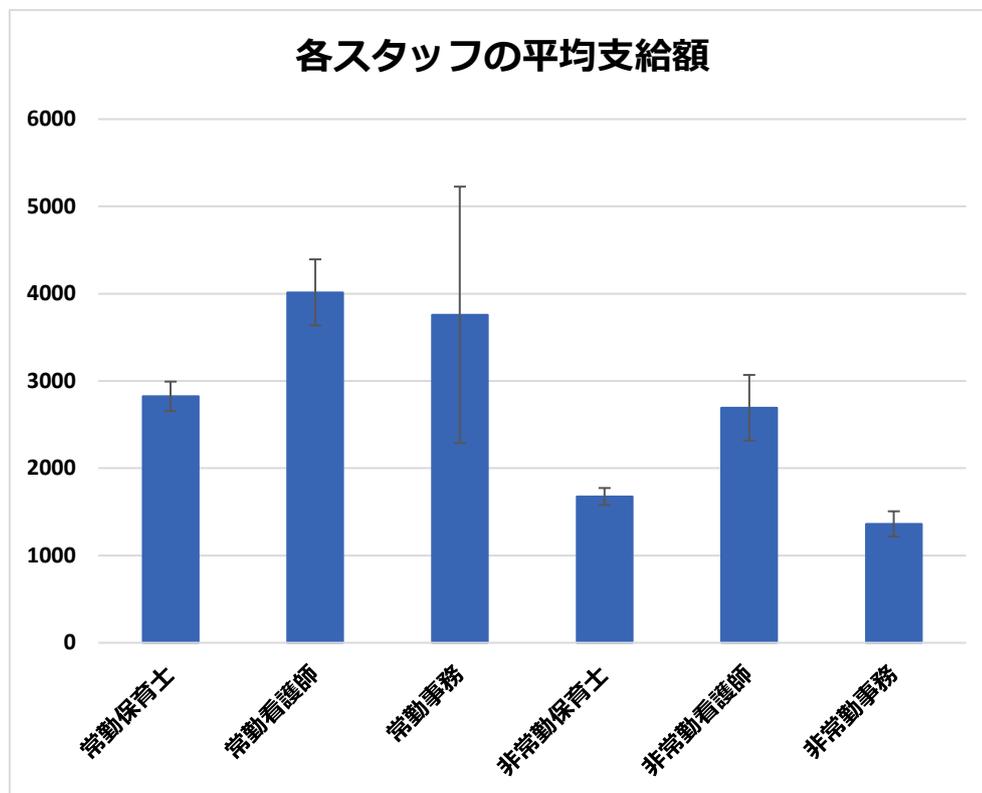
看護師 平均 6.7 年 (1 年から 22 年)

給与 保育士 平均 282.4 万円 (260 万から 300 万)

看護師 平均 401.5 万円 (380 万円から 420 万円)

配置 保育士 定員換算 1:2.7、実質換算 1:1.2

給与は厚労省調べ(平成 29 年 3 月)で保育士月給 26.2 万円(年 400 万弱)、主任保育士月給 39.7 万円年 600 万円)。病児保育室勤務保育士の待遇改善と指導的立場の保育士(病児保育専門士)に対する主任保育士に相当する手当を求めます。



2018年6月23日に日本小児科医会 総会フォーラムで発表した演題の要旨と抜粋を報告する。

【目的】保育環境の重要性が高まっている中で、重大な事故の発生率が高く、事故対策については不明な点が多い 認可外保育施設における事故の実態とその防止対策を調査する

【方法】兵庫県下のすべての認可外保育施設に郵送でアンケート調査を実施し、平成28年度に発生した事故の実態と防止策について調査した。事故とは、1、ケガ、外傷、打撲、やけどなど 2、熱中症 3、誤食によるアレルギー 4、誤飲またはそれによる中毒または窒息とした。回収率は39% (107/275施設)であった。

【結果】「事故なし」が52園(49%)、「事故あり」が53園(50%)。「事故で医療機関への受診を要した園児がいた施設」は38園(36%)であった。事故の内容を、重症度別に検討した。今回の調査では、受診を要した事故事例のみの検討になり、また個々の症例における重症度の把握はできないが、症状から重症度を類推し分類した。(その他を除いた) (表1) 軽症の事故は多く、重症になるほど事故数は減る傾向にあった。

そのほかの結果は図1に示す。軽症の事故も記録して保存すると答えた園が64園(60%)あった。そのうち受診を要する事故を起こしたことがある園は28園、起こしたことがない園は35園、無効回答が1園あった。また、軽症の事故の記録の有無と事故の有無を分析したところ、軽症の事故の記録も残している園の方が有意に事故を起こしにくかった。(p<0.05) (表2)

相談できる小児科医がいるかという質問には、49%が嘱託医としている、33%は嘱託医としてではないが相談できる小児科医がいる、10%はいないと答え、その他の回答が8%あった。

【考察】昨年から認可外保育施設においても重大な事故の報告が義務化されたが、すべての保育施設において軽症の事故も記録に残すことが重要であると考えられた。また、軽症の事故は多く、重症になるほど事故数は減る傾向にあり、ハインリッヒの法則に当てはまると思われた。

表1 受診を要した事故内容重症度別分類

重症度	症候名	件数	合計
重症	骨折	7	44
	脱臼	13	
	頭部打撲	24	
	誤嚥・誤飲による窒息・中毒	0	
中等症	捻挫	3	53
	打撲(頭部以外)	28	
	歯のケガ	12	
	眼のケガ	5	
	皮内異物混入	2	
	熱中症	0	
	やけど	0	
	誤食によるアレルギー	3	
軽症	切り傷・擦り傷	254	367
	虫刺され	113	

表2 事故記録と事故発生の関連

事故記録	受診を要する事故		合計
	あり	なし	
あり	28	35	63
なし	24	13	37
合計	52	48	100

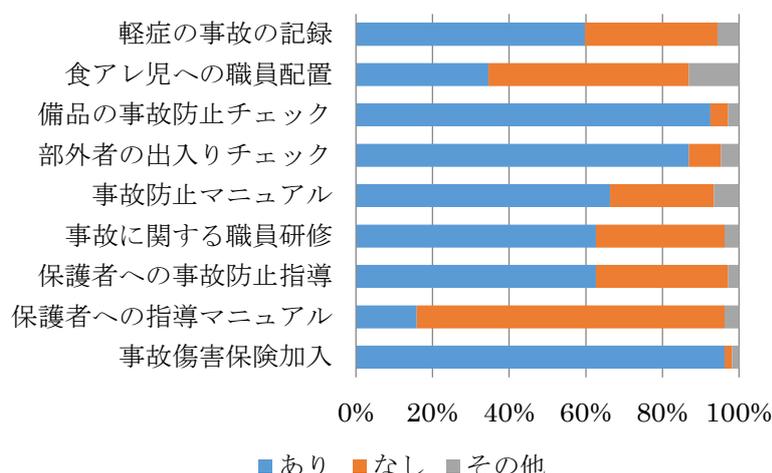


図1 アンケート結果

子ども・子育て会議御中

2018年10月8日

NPO法人ファザーリング・ジャパン

理事 徳倉康之

意見書

・「支給認定区分による食材料費の負担方法の違いについて」「食材費の透明化について」

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則であり、新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっています。これによりたとえ同じ施設でも認定区分によって負担方法が異なっています。(1号認定全額実費、2号認定副食費負担、3号認定は保育料に含まれている)

この様に同じ施設内で提供を受ける場合においてのこの現状は新制度下での運用の在り方に疑問があります。

しかし予算に限りがありすべてを全額保育料に含み入れる事が出来ない場合であっても、食材費の内訳については誰しもが「見える化」される状態で運用される事を望みます。これは「見える化」された状態であれば、原則的には家庭負担であるものが経済状況を鑑みてある一定のラインにおいて公費で賄うのかなどの支援や運用も理解を得やすいと考えるからです。